薬学部

Ⅰ　教育水準 ..... 教育 22-2

Ⅱ　質の向上度 ..... 教育 22-6

Ⅰ 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

［判定］

期待される水準にある

［判断理由］

「基本的組織の編成」については、創薬科学科及び臨床薬学科の２学科よりなる。定員は、各学年それぞれ 50 名及び 30 名である。大学院重点化をしており、教育部（大学院学府）と研究部（大学院研究院）を設置し、研究部を教員が所属する組織としており、教員一名当たりの学生数は 5.9 名であるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、部局中期目標･年度計画に沿って、教務委員会、FD 委員会主導の下で、教育内容の充実、教育方法の改善、教育実施体制の整備、学生支援の向上が進められている。その結果、臨床薬学科高年次教育施設･設備の整備が平成 20 年３月に完了した。また、平成 18 年より教務委員会及び入試委員会を統括する学務担当の副研究院長を配置した。また、過去５年の間に教授･准教授のうち約 80%を「薬学教育者ワークショップ」に派遣した。さらに、分野配属システムとしてグレード・ポイント・アベレージ（GPA）制度を導入しているなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、薬学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、薬学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第１期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

［判定］

期待される水準にある

［判断理由］

「教育課程の編成」については、学科ごとに教育目的を設定し、全学教育科目と専攻教育科目が楔型に配置され、４年及び６年の一貫教育を実施している。最低修得単位数は創薬科学科及び臨床薬学科でそれぞれ、124 単位及び 186 単位である。専攻教育科目における必須科目と選択科目の割合は 28 科目／28 科目（創薬科学科）、44 科目／18 科目（臨床薬学科）と定めている。創薬科学科においては専門性の高い創薬研究者養成をめざして、４年次には研究室に配属し、個別の最先端研究に取り組んでいる。臨床薬学科では、チーム医療に参画できる薬剤師の育成を目指して、九州大学医療系統合教育研究センター提供による講義を、医学部･歯学部、（医学部）保健学科学生と共に受講する。また、最終年次において、卒業実習並びに個別指導による卒業研究プログラムを実施して、問題発見･問題解決能力を涵養し、大学院進学を促している。さらに、当該大学の特色として全学教育科目の一部に、学生の個性ある多面的な能力を柔軟に発揮させることを趣旨とする「総合選抜履修方式」が設定されているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、両学科において生物未履修者対応科目としての基礎生物学演習、創薬科学科では大学院修士課程と連携した薬学特別実習、薬学少人数ゼミナール、科学論文総合演習等が、また、臨床薬学科では、早期体験学習、病院薬局実務実習、充実した医療系科目等が行われている。特に、早期体験学習は、臨床薬学科では必修科目である。創薬科学科では選択科目であるが、ほぼ全員が履修しており、薬学を学ぶ動機付けと修学意識の向上が図られている。また、平成 16 年度から、「医療系統合教育科目」を開設しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、薬学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、薬学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第１期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

［判定］

期待される水準にある

［判断理由］

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、教授･准教授は主要授業科目を含め全科目を担当し、講師、助教、非常勤講師は主要授業科目以外の科目を担当している。創薬科学科では、演習科目を通した実力養成に力点を置くとともに、４年次で各研究室に配属され、分野単位（４名以下）で、きめ細かな指導を受ける。臨床薬学科では、５年次での５か月の病院実務実習及び薬局実務実習を履修するために必要な実務実習プレ講義･実習･演習が４年次後期に開講される。さらに、５、６年次の実務実習以外の期間には、アドバンスト実務実習としての卒業実習及び個別の課題について取り組む卒業研究が実施される。これらの演習･実験･実習科目には、少人数、対話･討論、体験の要素が組み込まれている。また、これらの薬学特別実習、卒業実習及び卒業研究では、対話･討論、体験に加えて、課題設定･解決能力、論文作成能力、発表能力の向上が重視されている。また、学生の教育研究能力の向上を図るため、ティーチング・アシスタント（TA）制度が活用されている（年間 97～165 名）などの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、シラバスに学習到達目標を記載するほか、オフィスアワーや電子メールにより、授業内容に関する質問･相談に乗っている。履修指導は各学年の状況に配慮して実施している。また、単位修得状況の不良な若干名の学生を対象として、教務委員長による修学相談を定期的に実施している。さらに、平成 19 年度より、GPA 制度を導入し、履修指導に役立てている。また、自主的な学習を促すため、講義室、学習室、セミナー室、リフレッシュルーム、IT ルームを平日午後８時まで開放しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、薬学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、薬学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第１期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

［判定］

期待される水準にある

［判断理由］

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、過去４年間の単位修得率は、平均92%である。卒業生の 96%が修業年限で卒業し、学位取得率は 100%である。また、最近４年間の薬剤師国家試験平均合格率は 81%である。大学院への進学率は 70～85%と高いなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、平成 18 年度に実施した学生による授業評価のアンケートの結果において授業の到達度や満足度については、例えば、「シラバスが適正に作成されたか」の問いに高評価を得るなど、ほぼ良好な回答が得られており、学業の成果･効果が上がっていることが認められた。また、平成 19 年度卒業生を対象としたアンケート調査の結果も専門教育及び学部教育全般について高い評価が回答されており、当該学部の目的を達成する教育指導が行われているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、薬学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、薬学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第１期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

［判定］

期待される水準にある

［判断理由］

「卒業（修了）後の進路の状況」については、大学院への進学者が 70（平成 18 年度）～85%（平成 16 年度）を占める（なお、本観点とは直接の関係はないが、統計上、平成 19 年度には学生の男女比に変化が見られる）。産業別就職状況では、89～100%が薬剤師の職能を活かした医療関係や製薬会社、卸売り･小売業への就職である。大学院修士課程進学者及び保健医療従事者を加えると約 95%に達し、薬学研究者の育成及び薬剤師育成という当該学部の目的を十分に達成しているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、卒業生や就職先の関係者から意見聴取を行っている。具体的には、回収率は低いが卒業生アンケート、薬系企業フォーラム、創薬ファーラム（それぞれ年１回開催）及び病院薬局実務実習担当者との打ち合わせ会議等を利用している。

卒業生からの大学教育に対する満足度は高く、就職先の関係者の評判も良いなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、薬学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、薬学部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第１期中期目標期間における判定として確定する。

II　質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

［判定］

大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している

［判断理由］

「大きく改善、向上している」と判断された事例が１件、「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が２件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第１期中期目標期間終了時における判定として確定する。

薬学府

Ⅰ　教育水準 ..... 教育 23-2

Ⅱ　質の向上度 ..... 教育 23-6

Ⅰ 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

［判定］

期待される水準を上回る

［判断理由］

「基本的組織の編成」については、薬学府は医療薬科学専攻と創薬科学専攻の２専攻よりなる。それぞれ独自の見識ある優れた教育目標が設定されている。当該学府の教育研究上の責任部局は医療薬科学専攻では薬学研究院と病院、創薬科学専攻では薬学研究院であり、その運営は学府教授会による。大学院修士課程定員は 110 名（医療薬科学専攻 60 名、創薬科学専攻 50 名）である。博士後期課程定員は 78 名（医療薬科学専攻 42 名、創薬科学専攻 36 名）である。非常勤講師数(大学院修士課程 26 名）を加えると、教員一名当たり学生数は大学院修士課程で 1.99、大学院博士後期課程で 1.18 である。このように充実した教育の実施体制が確立されているなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、学府教授会、教務委員会、入試委員会を中心に、教育内容の充実及び体系的カリキュラムの編成、選抜方法の改善、学生支援の向上、ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の充実、授業評価システムの確立と授業改善への利用等に取り組んでいる。主な改善の取組として、「がん専門薬剤師プログラム」、学生に対する緊急の経済支援や海外派遣への支援策の実施、教務委員会及び入試委員会を統括する学務担当の副研究院長の配置等があるなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、薬学府の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、薬学府が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第１期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

［判定］

期待される水準にある

［判断理由］

「教育課程の編成」については、学府規則により、大学院修士課程の修了要件及び博士後期課程の修了要件を定めている。博士後期課程における修了要件としての論文審査及び最終試験では、学府教授会で承認された４名の調査員による学位論文の審査及び最終試験の結果を元に、学府教授会で審査と修了認定が厳正に行われている。 専門性の高い高度薬剤師育成をめざした教育プログラムとして、平成 19 年度に採択された「がんプロフェッショナル養成プログラム」に基づき、平成 20 年度より「がん専門薬剤師修士課程」、「がん専門薬剤師博士課程」が開講される。また、平成 18 年度より、創薬研究者育成を目的とする九州薬科学教育研究連合（長崎大学、熊本大学との連携）による合同研修プログラムを実施しているなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、大学院生、企業、医療機関からのニーズや要請を把握したのち、これらに対応した取組を行なっている。具体的には、大学院修士課程の学生の合同研修プログラムを３大学で実施している。また、外国人客員教授による英語での「漢方医薬学特論」を実施している。また、医薬化学総論として、修士１年を対象に教員 13 名で実施する研究テーマプレゼンテーションと討論会を実施しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、薬学府の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、薬学府が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第１期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

［判定］

期待される水準にある

［判断理由］

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、当該学府の教育目的を達成する

ために、講義、演習、実験をそれぞれ 26 科目、実習を 24 科目、その他５科目を開講している。授業以外にも積極的に論文投稿や学会発表を勧めており、学府学生による論文発表数は年間 141～152 件、学会発表数は 154～231 件に上る。また、１名の学生を２～３名の教員で指導する複数指導体制を導入し、より広範な指導･助言を得ることが可能となっている。さらに、学生の教育研究能力の向上を図るため、ティーチング・アシスタント(TA、年間採用数 97～165 名）やリサーチ・アシスタント（RA、年間採用数６～10 名)の制度が活用されているなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、教務委員会による履修ガイダンス、指導教員による履修相談及び履修指導を通して、学生の自主的な学習･研究を促している。また、自習室や情報機器室を始め、研究室でのコンピューター端末を整備しているなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、薬学府の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、薬学府が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第１期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

［判定］

期待される水準を上回る

［判断理由］

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、大学院修士課程学位取得状況は平成 16 年度～平成 19 年度総平均 95%と高い取得率を示している。なお、大学院博士後期課程では、「がん専門薬剤師博士課程」を除き組織的なカリキュラムを果たしておらず、単位修得状況は示されていない。大学院修士課程での留年率は２%未満、休学率０～１%である。博士後期課程においては、留年率は５～13%、休学率０～５%となり、大学院修士課程に比べやや増加している。大学院修士課程修了者の 99%以上が２年の修業年数で修了し、修士（薬学）の学位が授与されている。博士後期課程では、修了者の約 80%が３年の修業年数以内で、約 90%が４年以内の修業年数で修了し、博士（薬学）の学位が授与されている。学生の研究活動は活発であり、計 51 名の学生が優秀発表賞やポスター賞及び論文賞等を受

賞している。また、学術振興財団「コアツーコア･プログラム」の支援による派遣等、毎年９～16 名の学生が海外に派遣されている。さらに、日本学術振興会特別研究員数は平成 19 年度では 15 名であり、在学生の 25%が特別研究生として採用されている。採択率も毎年向上しており、平成 19 年度では 56%と高いレベルに達しているなどの優れた成果があることから、期待される水準を上回ると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、平成 18 年度前期及び後期に実施された学業の成果に関するアンケート調査の結果、学生から見た指導の到達度や満足度について良好な回答がなされており、学業の成果･効果が上がっていることが認められる。指導に関する評価においても肯定的とする回答が大部分を占めている。また、学府修了時におけるアンケート調査の結果、専門領域における研究関連能力の修得において高い評価が回答されている。また、学生の学業･授業に対して取り組む姿勢も極めて高い。これらの結果より、当該学府の目的を達成する教育指導が行われていると判断される。また、学生が適切な研究指導を受けているかどうかを評価し、研究指導の質の向上に生かすことを目的として、大学院修士課程修了予定者に対して、研究指導に関するヒアリング調査を行ったなどの優れた成果があることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、薬学府の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、薬学府が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

［判定］

期待される水準にある

［判断理由］

「卒業（修了）後の進路の状況」については、大学院修士課程修了者の約 40～50%が技術者として製薬企業に就職している。約 13～30%が大学院博士後期課程に進学している。また、約 20～30%が保健医療従事者として就職している。一方、大学院博士後期課程修了者では、主に大学等の教員、製薬企業の研究者として就職しているが、一部は、保健医療従事者として就職しているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、修了生、企業、医療機関より意見を聴取した結果、 修了生からの満足度は高く、また学部卒業生及び学府修了生の就職先からもおおむね高い評価が得られているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、薬学府の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、薬学府が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第１期中期目標期間における判定として確定する。

II　質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

［判定］

相応に改善、向上している

［判断理由］

「大きく改善、向上している」と判断された事例が１件、「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が１件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が２件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第１期中期目標期間終了時における判定として確定する。

薬学部・薬学研究院

Ⅰ　研究水準 ..... 研究 8-2

Ⅱ　質の向上度 ..... 研究 8-3

Ⅰ 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

［判定］

期待される水準にある

［判断理由］

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況については、４年間の欧文原著発表数は 524 件であり、これは１年間で１教員（教員数 50～54 名）当たり 2.4～2.6 件の論文を発表したことになる。一件当たりのインパクトファクター（IF）は平均 3.21 である。特許出願数は 22 件を数える。研究資金の獲得状況については、科学研究費補助金は４年間で 170 件採択され、総額９億 8,000 万円を超える。平成 16 年度より、採択額、採択件数、採択率ともに右あがりであり、平成 18、19 年度の教員一名当たりの採択件数は 0.93 件、また採択率は 48%、59%と高い。なお、１教員当たりの平均配分額は年間、280～490 万円となる。また、４年間の共同研究として 57 件、１億 2,000 万円を、受託研究として 45 件、７億 5,000 万円、寄付金として 217 件、3 億 2,000 万円を受け入れている。また、薬学研究院では、産学連携の促進を中期計画に掲げ推進しているが、共同研究は年を追って契約件数、金額ともに顕著な増加を示している。また、寄附講座として、平成 16 年度には「レドックス医薬科学講座」平成 19 年度には「創薬腫瘍科学講座」が開設されている。さらに、科学技術振興調整費、学術創成研究等の大型プロジェクト研究が進められていることから、活発な薬学研究が実施されていることは、相応の成果である。

以上の点について、薬学部・薬学研究院の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、薬学部・薬学研究院が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第１期中期目標期間における判定として確定する。

2. 研究成果の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

［判定］

期待される水準にある

［判断理由］

「研究成果の状況」について、学術面では、卓越した論文の平均 IF が 16.5 であり、 優れた論文の平均 IF は 8.8 であった。これら発表論文の内訳は生物系薬学９件、有機系薬学７件、物理系薬学１件、医薬系薬学７件と薬学研究院の構成に従いバランスよく分布しており、卓越した研究成果は、麻酔・蘇生学分野に認められる（選定に際して、薬学研究院の教員がコレスポンディングオーサーか、それに匹敵する著者であることを考慮したとあるのはフェアーである。）ことなどは、相応の成果である。

以上の点について、薬学部・薬学研究院の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、薬学部・薬学研究院が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第１期中期目標期間における判定として確定する。

II　質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

［判定］

大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している

［判断理由］

「大きく改善、向上している」と判断された事例が１件、「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が１件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第１期中期目標期間終了時における判定として確定する。